

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和元年8月23日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和元年8月23日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ出水インター店

出水市下知識町1424番2 外11筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成31年3月28日

3 意見の概要

(1) 国土利用計画法23条第1項に規定する法定面積（5,000㎡）を超えているため、今回新たに権利金・一時金を伴う地上権・貸借権の設定・移転を行う場合には、契約締結日を含めて2週間以内に市への「土地売買等届出書」の提出が必要な場合があります。

(2) 申請地は、騒音規制法に基づき以下の区域に指定されております。

ア 特定工場等において発生する騒音規制に関する基準第2種区域

イ 特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準第1号区域

届出中の騒音事前調査結果では、本市の規制基準を満たすものとされておりますが、以下の点に十分留意してください。

(ア) 周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底すること。

(イ) 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。

(ウ) 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行い、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。

(エ) 上記及びこれ以外の件に対し苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速かつ適正に処理すること。

(3) 機材等を搬入搬出する際や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。

(4) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。

(5) 万が一、(3)、(4)に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。

(6) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施工承認申請を行うこと。

(7) 鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則により、店舗所在地は第2種禁止地域に該当するため、敷地内全ての広告物の合計面積が5㎡を超える場合は、屋外広告物許可申請を行う

こと。

- (8) 3,000㎡以上の開発、延べ面積が500㎡を超える建築物の新築又は高さが4mを超える広告塔の新築等を行う場合は、事前に市と協議し、景観法第18条第2項及び出水市景観条例施行規則第8条に基づき行為着手の30日前までに届け出を行うこと。
- (9) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっている。特に登下校時の安全対策については、十分配慮すること。
- (10) 所在地（出水市下知識町1424番2 外11筆）については、農業振興地域の農用地区域内であることから、現在、農用地区域から除外するための手続中である。除外するには、農振法第13条第2項の5つの要件を満たさなければならないため、周囲にある農地に支障（雨水流入等）をきたさないよう調整池等の必要な対策をとること。また、当該地周辺には水田が存在していることから、外灯及び防犯灯の夜間点灯や工事中の粉塵等により農作物の育成に支障を生じないように注意すること。
- (11) 農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2項

前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。

ア 当該農業振興地域における農用地区域外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

イ 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

ウ 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

エ 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

オ 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

- (12) 当該地については、平成31年1月4日付けで農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出されている。

農業委員会の平成31年1月総会において、「農用地の集団化及び利用集積、農作業の効率化、そのほか土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあり、市の総合的な計画により、開発を進める地域として定められた場合は従わざるを得ないが、現時点では不許可相当と判断する。」との意見決定がなされている。